

平成25年 No. 7

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正する規程

制定理由

障がい学生支援室を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年 2 月 20 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年 2 月21日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由： 障がい学生支援室を設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 <u>(障がい学生支援室)</u> <u>第15条の2 本学に、障がい学生支援室を置く。</u> <u>2 障がい学生支援室に関し必要な事項は、別に定める。</u> (施設) <u>第15条の3 本学に、次の施設を置く。</u> (1) 放射性同位元素総合実験施設 (2) 有害廃棄物処理施設 2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (センター) 第15条 本学に、次のセンターを置く。 (1) 環境教育研究センター (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 理科教員高度支援センター (9) 学生相談センター (10) 学生キャリア支援センター 第2項・第3項 (省略) (施設) <u>第15条の2 本学に、次の施設を置く。</u> (1) 放射性同位元素総合実験施設 (2) 有害廃棄物処理施設 2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕